

6. 短期給付について

【1】短期給付の概要

—医療担当—

短期給付には、地方公務員等共済組合法で定められている「法定給付」と「附加給付」があります。

退職後に加入する健康保険制度が公立学校共済組合大阪支部となる方（P. 5 退職後の勤務形態①～⑤の方）は、現職時と同様に下表の短期給付を受けることができます。また、退職後に任意継続組合員の資格を取得した場合は、休業給付（※）を除く下表の短期給付を受けることができます。

区分	支給要件		給付の種類	
			法定給付	附加給付
保健給付	病気やケガで医療機関を受診したとき	組 合 員	療養の給付 高額療養費 入院時食事療養費 入院時生活療養費	一部負担金払戻金
		被扶養者	家族療養費 高額療養費 入院時食事療養費 入院時生活療養費	家族療養費附加金
	組合員証が使えなかったとき （治療用装具を購入したとき等）	組 合 員	療養費	一部負担金払戻金
		被扶養者	家族療養費	家族療養費附加金
	1年間（8/1～翌年 7/31まで）の医療保険と介護保険の自己負担額の合計が一定の基準額を超えたとき		高額介護合算療養費	
	訪問看護を受けたとき	組 合 員	訪問看護療養費 高額療養費	一部負担金払戻金
		被扶養者	家族訪問看護療養費 高額療養費	家族訪問看護療養費附加金
	医師の指示により緊急やむを得ず 病院などに移送されたとき	組 合 員	移送費	
		被扶養者	家族移送費	
	出産したとき	組 合 員	出産費	出産費附加金
		被扶養者	家族出産費	家族出産費附加金
	死亡したとき	組 合 員	埋葬料	埋葬料附加金
		被扶養者	家族埋葬料	家族埋葬料附加金
休業給付	組合員が公務によらない病気やケガのため休業したとき		傷病手当金（※）	傷病手当金附加金
	組合員が介護休業をしたとき		介護休業手当金	
	組合員が被扶養者の看護等のため欠勤したとき		休業手当金	
	組合員が育児休業をしたとき		育児休業手当金	
	組合員が出産のため休業したとき		出産手当金（※）	
災害給付	災害等により死亡したとき	組 合 員	弔慰金	
		被扶養者	家族弔慰金	
	組合員又は被扶養者の住居又は家財が災害により損害を受けたとき		災害見舞金	

（※）傷病手当金及び出産手当金は、退職日に支給要件が発生している場合は、任意継続組合員の資格を取得した場合も給付を受けることができます。【支給要件については、P. 65 を参照】

【2】退職後も受けられる短期給付

組合員が退職後、国民健康保険の被保険者又は家族が加入している健康保険の被扶養者（※1）の資格を取得した場合は、下表の給付に限って受けることができます。

（※1）傷病手当金及び出産手当金については、給付を受けることで健康保険の被扶養者になれない場合がありますので、（給付金が恒常的收入に該当し、被扶養者としての認定基準を超える場合あり。）退職後に扶養認定を予定されている健康保険組合等へご確認ください。

区分	支給要件	給付額	提出書類
傷病手当金	組合員期間が1年以上であった者が、公務によらない傷病による療養のため、勤務に服することができず、退職日において次の①又は②に該当し、退職後も引き続き療養のため勤務に服することができないとき ①傷病手当金を受給中に退職した ②退職日が療養のため勤務に服することができなくなった日から4日目以降であり、かつ退職日において療養のため勤務していない	支給開始日（※2）の属する月以前の直近の継続した12か月の標準報酬月額× $\frac{1}{22} \times \frac{2}{3} \times \text{日数}$ （日数は土曜日及び日曜日を除く） ※傷病手当金の支給期間は、1年6か月（結核性の病気については3年）です。	◇傷病手当金請求書 （暦月単位で請求） ・退職後に加入した健康保険証の写し ・年金証書の写し（年金受給者のみ） ※支給要件②の場合、退職月の出勤簿の写し
埋葬料	組合員が退職後3か月以内に死亡したとき	50,000円（定額）	◇埋葬料請求書 ・埋火葬許可証の写し ・退職後に加入した健康保険証の写し ・退職時に被扶養者がおらず、実埋葬者が請求する場合は、埋葬に要した費用の「領収書」及び内訳書等（原本：確認後返却）
出産手当金	組合員期間が1年以上であった者の出産日（又は出産予定日）が、退職日から42日以内であるとき ※出産手当金の支給期間は、出産の日（出産の日が産の予定日後であるときは産の予定日）以前42日（多胎妊娠の場合は98日）から産の日後56日までの間。 ただし、退職日までの支給期間において、支給された報酬額が産手当金の給付額を上回っていた場合は、産手当金は支給されません。	支給開始日（※2）の属する月以前の直近の継続した12か月の標準報酬月額× $\frac{1}{22} \times \frac{2}{3} \times \text{日数}$ （日数は土曜日及び日曜日を除く）	◇出産手当金請求書 （暦月単位で請求） ・退職後に加入した健康保険証の写し ・退職月の出勤簿の写し
出産費	組合員期間が1年以上であった者が、退職後6か月以内に産したとき ※退職後に加入した健康保険制度から同様の給付を受ける場合は支給されません。	420,000円 産科医療補償制度加入機関において在胎22週以上で産（死産含む）した場合 〔産科医療補償制度未加入機関での産は408,000円〕	◇出産費請求書 ・医療機関等から交付される分娩費用明細書等（産年月日、代理受取額の記載のあるもの）の写し ・医療機関等から交付される公立学校共済組合大阪支部を被保険者とした「直接支払制度の活用に関する合意文書」の写し ・退職後に加入した健康保険証の写し

（※2）退職日の翌日から傷病手当金等の支給が開始する場合は、退職日となります。

【3】病気やケガにより医療機関を受診した場合

1. 高額療養費（退職後、どの健康保険制度へ加入した場合でも支給されます。）

保険医療機関等で診療を受けた場合は、医療費の3割（就学前児童等は2割）が自己負担となります。自己負担が高額となり一定の金額（自己負担限度額）を超えた場合、高額療養費として支給されます。

【参考：70歳未満の自己負担限度額（公立学校共済組合へ加入される場合）】

適用 区分	標準報酬月額	自己負担限度額	
		過去12か月以内の高額療養費受給が3回目まで	4回目以降
ア	830,000円以上	252,600円＋（医療費－842,000円）×1%	140,100円
イ	530,000円以上 830,000円未満	167,400円＋（医療費－558,000円）×1%	93,000円
ウ	280,000円以上 530,000円未満	80,100円＋（医療費－267,000円）×1%	44,400円
エ	280,000円未満	57,600円	44,400円
オ	市町村民税非課税者（※）	35,400円	24,600円

（※）市町村民税が非課税であっても、標準報酬月額が530,000円以上の場合は、適用区分「オ」ではなく、標準報酬月額での適用区分「ア」又は「イ」の該当となります。

2. 一部負担金払戻金・家族療養費附加金

（退職後も公立学校共済組合へ加入される場合は支給されます。）

一つの保険医療機関等（入院・外来別）で、1か月間に支払った医療費の自己負担額【窓口負担額（※1）】が25,000円（※2）を超えた場合に支給されます。

区 分	給付の種類	給 付 の 内 容
組 合 員	一部負担金払戻金	給付額＝窓口負担額（※1）－25,000円（※2） （100円未満切捨て）
被扶養者	家族療養費附加金	

（※1）高額療養費が支給される場合は、高額療養費を除いた額となります。

（※2）上位所得者区分（標準報酬月額530,000円以上）に該当する場合は50,000円になります。

共済組合からの支給の例（基礎控除額25,000円：高額療養費の適用区分「ウ」）

医療費が100万円の場合

100万円			
①	③	④	25,000円
共済組合負担		②窓口負担	

① 共済組合の負担額	700,000円
② 組合員の窓口負担	300,000円
③ 高額療養費（※）	212,570円
④ 一部負担金払戻金	<u>62,400円</u>

（※）高額療養費の計算（適用区分「ウ」の場合）

③ $300,000 - (80,100 + (1,000,000 - 267,000) \times 1\%) = 212,570$

④ $[87,430 - 25,000 = 62,400]$ ③＋④ → 共済組合からの支給は274,970円

※公立学校共済組合へ加入される場合、高額療養費・一部負担金払戻金・家族療養費附加金は、自動給付となります。（請求手続きは不要です。）